

岩手県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生する社会づくりに向けて～

平成20年3月

岩 手 県

目 次

第1 計画の概要

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間及び対象区域	1
4 その他	2

第2 本県の動物愛護管理の現状と課題

1 犬の登録及び狂犬病予防注射	2
2 犬の捕獲抑留・返還	3
3 犬、ねこの引取り	3
4 犬、ねこに関する苦情、犬による咬傷事故	4
5 犬、ねこの譲渡	6
6 動物取扱業・特定動物の飼養保管	6
7 適正飼養等に関する指導・普及啓発	7
8 動物愛護管理推進体制	8
9 災害時の動物救護対策	11

第3 今後の施策展開の方向

1 基本的な方針	12
2 施策別の取組み	
(1) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項	
ア 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発《施策1》	13
イ 人と動物の共通感染症に関する情報提供《施策2》	13
ウ 適正な譲渡の推進《施策3》	14
(2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項	
ア 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保《施策4》	14
イ 動物による危害や迷惑問題の防止《施策5》	14
ウ 所有者明示(個体識別措置)の推進《施策6》	15
エ 動物取扱業の適正化《施策7》	15
オ 動物を飼養する学校等への支援《施策8》	16
カ 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進《施策9》	16
(3) 施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項	
ア 動物愛護推進員活動の活性化《施策10》	16
イ 動物愛護推進協議会の運営《施策11》	16
ウ 動物収容施設の整備等《施策12》	16
エ 動物愛護推進拠点の検討《施策13》	17
オ 災害時の動物救護対策の推進《施策14》	17
(4) その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項	
ア 飼い主への返還のための機会の拡大《施策15》	18
イ 保護収容した負傷動物の応急治療《施策16》	18
ウ 動物愛護管理担当職員の資質の向上《施策17》	18
3 計画推進目標(指標)の設定	18

第4 計画の推進

1 計画の周知	19
2 計画の推進	19
3 計画の点検及び見直し	19

岩手県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生する社会づくりに向けて～

第1 計画の概要

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化、核家族化等の進展に伴い、ペットは家族の一員、人生の良きパートナーとして重要な存在になっています。

しかしながら一方では、ペットの飼養放棄や遺棄、不適正な飼養による迷惑問題等も少なくありません。

このような状況の中、動物の適正な飼養や愛護意識の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進することは、本県においても重要な課題となっています。

そのため県は、平成17年3月に「動物の愛護及び管理に関する条例」（平成17年条例第35号、以下、「動物愛護条例」という。）を策定し、動物の愛護及び管理に関する県、県民及び飼い主の責務を明らかにするとともに、県民の動物愛護精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに動物の取扱いにより人に迷惑を及ぼすことの防止を図ってまいりました。

このような状況の中、平成17年6月に、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号、以下、「動物愛護法」という。）が改正され、都道府県は、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、都道府県の区域における動物愛護管理推進計画を策定することが義務付けられました。

本計画は、こうした背景のもとに、動物の愛護及び管理に関し基本的な方向性や中長期的な目標を明確にし、本県の動物愛護管理施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、動物愛護法第6条に基づく計画であるとともに、動物愛護条例第3条の規定により県が策定することとされている「動物の愛護及び管理に関する総合的な施策」としても位置づけられるものです。

また、『岩手県総合計画（1999－2010）』の基本計画において、「快適に安心して暮らせる社会の実現」に向けて動物愛護管理施策を推進するための具体的な取組の方向を示すものとなります。

3 計画の期間及び対象区域

計画の期間は、2008年度（平成20年度）を初年度とし、2017年度（平成29年度）を目標年次とする10年間で、対象区域は、盛岡市（平成20年4

月に中核市へ移行)を含む岩手県全域とします。

4 その他

本計画の策定に当たっては、動物の愛護及び管理に関する県民の関心や理解度、要望等を把握するため、県政モニターを対象とした県民意識調査（アンケート調査）を実施し、今後の施策の参考としました。

アンケート調査の概要

○調査内容

- ・ ペットの飼育状況について
- ・ ペット飼育に関する意識について
- ・ ペット飼育の是非について
- ・ 動物取扱業者について
- ・ 動物愛護管理政策の推進について

○調査時期 平成 19 年 5 月

○調査方法 調査紙郵送法

○調査対象 県政モニター299 名

○回答者 281 名 (回答率 93.98%)

第2 本県の動物愛護管理の現状と課題

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

--- **【現状】** -----

- ・ 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数は表 1 のとおりで、ここ数年、やや減少傾向にあります。
- ・ 犬の登録頭数に占める狂犬病予防注射頭数の割合（注射率）は 87.0%（平成 18 年度）で、全国で 4 番目に高い注射率となっています。

表 1 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
登録頭数	84,927	84,551	83,630	82,976	82,471
注射頭数 (注射率)	75,564 (89.0%)	74,649 (88.3%)	74,358 (88.9%)	73,294 (88.3%)	71,784 (87.0%)

↓

--- **【課題】** -----

- ・ 平成 18 年 10 月にペットフード工業会が行った「犬猫飼育率全国調査」の結果を基に県内の犬の推定飼養頭数を試算すると、約 118,000 頭となり、推定飼養頭数に占める登録頭数及び注射頭数の割合は、各々 69.9%、60.8% と推計されることから、登録・注射の実施率を向上させる必要があります。
- ・ 特に、狂犬病予防注射については、狂犬病流行地域での犬の約 70% に予防注射を行うことにより狂犬病を排除又は防止できる（世界保健機構（WHO））とされており、本県においてもその実施率を 70% 以上に高める必要があります。

2 犬の捕獲抑留・返還

---【現状】-----

- ・ 犬の捕獲抑留頭数及び返還頭数（飼い主が判明し、返還することができた頭数）は表2のとおりで、捕獲抑留頭数は年々減少傾向にあり、逆に、返還頭数は増加傾向にあります。その結果、返還率が年々向上しています。
- ・ しかしながら、飼い犬へ所有者明示（鑑札や名札等の装着）をしていなかったり、飼い主から返還の申し出がないことなどにより、いまだに7割以上の犬が処分の対象となっています。

表2 犬の捕獲抑留頭数及び返還頭数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
捕獲抑留頭数	1,059	938	795	644	692
返還頭数 (返還率)	146 (13.8%)	120 (12.8%)	142 (17.9%)	160 (24.8%)	189 (27.3%)

《県民意識①：所有者明示について》

飼っている犬やねこへの所有者明示について、「何もしていない」との回答が犬で55.0%、ねこで73.5%を占め、所有者明示に対する意識の低さが窺えました。

所有者明示をしない理由としては、「鑑札や名札を装着しても、すぐに外れてしまうから」、「動物が嫌がるから」との回答が多くを占めていました。



---【課題】-----

- ・ 犬の捕獲抑留頭数は、過去5年間で3割以上減少したものの、依然として捕獲抑留される犬も多く、係留の徹底や逸走防止の適正管理が望まれます。
- ・ 飼い主への返還頭数は倍増しているものの、返還率は3割にも満たず、また、アンケート調査結果からも、所有者明示の徹底が強く望まれます。
- ・ 所有者明示や飼い主から返還の申し出がない犬の中には、遺棄されたと思われるものも多く、飼い主の責務として終生飼養の徹底が望まれます。

3 犬、ねこの引取り

---【現状】-----

- ・ 犬・ねこの引取り頭匹数は表3のとおりで、犬については5年前に比べ半減していますが、ねこについては約3割の減少にとどまっています。
- ・ 受益者負担の観点から、飼い主からの引取りに当たっては、引取り手数料を徴収しています。（平成17年10月～）

表3 犬・ねこの引取り頭匹数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
犬	1,253	1,147	857	840	649
ねこ	4,255	3,936	4,077	3,867	3,035

《県民意識②：繁殖制限措置（不妊・去勢手術）について》

不妊又は去勢手術を施している飼い主は、犬では 26.7%、ねこでは 76.5%で、ねこに比べて犬では意識が低いことが窺えました。

なお、不妊・去勢手術をしない理由としては、犬とねこのいずれも「かわいそうだから」と「手術費用が高いから」が上位を占めていました。

《県民意識③ 飼っている犬やねこが、飼えなくなった場合について》

飼っている犬やねこなどが、様々な事情で飼えなくなった場合どうするのがよいと思うかについては、約 6 割の人が「新たな飼い主を探す」と回答しましたが、「動物愛護団体や保健所などに引取ってもらう」と回答した人も約 4 割を占めていました。

《県民意識④ 犬・ねこの致死処分について》

保健所に引き取られた犬やねこの致死処分について、「多くの犬やねこを生かしておけないなら、かわいそうだがやむを得ない」が 61.9%で、「生命は尊いので、処分は行うべきではない」の 21.7%、「わからない」の 10.3%を大きく上回っていました。



--- 【課題】 ---

- ・ 飼い主の責務である終生飼養、また、途中で飼えなくなった場合の新たな飼い主探しの更なる推進が必要です。
- ・ 引き取られるねこの約 7 割以上が生後 90 日以下の子ねこであり、飼い主の不妊・去勢手術に対する理解を一層深める必要があります。
- ・ 行政においても、致死処分される犬やねこを減らすため、より一層の取組みの強化が必要となっています。

4 犬、ねこに関する苦情、犬による咬傷事故

--- 【現状】 ---

- ・ 犬やねこの不適正な飼養に起因する苦情件数は、表4のとおり減少傾向にあるものの、依然として数多くの苦情が保健所に寄せられています。
- ・ これらの苦情の大半は、糞の放置、騒音（鳴き声）、臭気、放し飼い、捨てねこなど、飼い主としてのルールやマナーを守らないことによるものです。

表4 犬・ねこに関する苦情件数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
犬	1,911	1,604	1,543	1,640	1,449
ねこ	792	689	856	572	596

- ・ 犬による咬傷事故は、表5のとおり毎年度約80件程度発生しており、うち半数以上が、係留されていない犬によるものとなっています。

表5 犬による咬傷事故件数（※ 事故発生時、係留されていなかったもの。）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
咬傷事故件数	80	54	78	79	77
うち、係留なし※	35	30	49	47	39

《県民意識⑤ ペット飼育の問題点について》

ペットを飼うことで生じる問題としては、「捨てられる犬やねこが多い」（70.1%）、「最後まで飼わずに保健所などに引き取ってもらう人がいる」（47.7%）、「ペットの習性などを知らないで飼っている人がいる」（44.1%）の順となっており（複数回答、上位3項目）、飼い主責任に起因する問題が上位を占めていました。

《県民意識⑥ ペット飼育による迷惑について》

他人がペットを飼うことで感じる迷惑としては、「散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い」（68.0%）、「ねこがやって来てふん尿をしたり、畑・花壇・車などを荒らす」（51.2%）、「鳴き声がうるさい」（40.2%）、「犬の放し飼い」（39.9%）、「咬まれるなどの危害を加えられるおそれがある」（29.2%）が上位（複数回答、上位5項目）を占めていました。

《県民意識⑦ 動物愛護条例の認知状況について》

動物愛護と動物の適正な飼い方について定めた動物愛護条例について、「そういう条例があることを知らなかった」と回答した人が54.1%と半数以上を占め、また、「そういう条例があることは知っているが、内容はよく知らない」も44.1%と高く、「よく知っている」は僅か1.4%でした。



【課題】

- ・ 苦情の多くは、飼い主のマナーの悪さや不適切な飼養管理が原因となっており、飼い主のモラルを向上させることが必要です。
- ・ ねこに関する苦情では、屋外飼養や飼い主のいないねこへの餌やりに起因するものが多く発生しており、適正飼養の更なる推進が必要です。
- ・ 飼い主の責務や遵守事項について規定した動物愛護条例の存在を知らない県民が多く、条例の周知が急務となっています。

5 犬、ねこの譲渡

---【現状】-----

- ・ 保健所で引き取ったり、捕獲した犬やねこで、処分の対象となったものの中から譲渡に適したものを選定し、新しい飼い主へ譲渡しています。
- ・ なお、譲渡に当たっては、適正飼養に関する講習会を開催し、新しい飼い主に受講を義務付けています。

表6 犬・ねこの譲渡頭匹数の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
犬	86	150	184	164	167
ねこ	4	16	104	49	98

《県民意識⑧ 犬・ねこの譲渡について》

保健所で引き取ったり、捕獲したりした犬やねこを、新しい飼い主に譲渡する場合は、譲渡する犬やねこの性格や気質、健康状態、新しい飼い主となる人の飼養環境、飼育経験、動物に関する知識などを考慮して慎重に行うべきとの回答が約8割を占めていました。



---【課題】-----

- ・ 譲渡用動物専用の飼養施設がなく、また、保健所により飼養環境が異なることから、全保健所において統一的で平準化された対応が求められています。
- ・ 限られた職員や予算の範囲で、より効果的に事業を実施するため、譲渡する動物の選定やしつけ等を、専門的な知識を有する動物愛護推進員にお願いするなど、担当職員と動物愛護推進員との円滑な協力関係が必要です。

6 動物取扱業・特定動物の飼養保管

---【現状】-----

- ・ 動物取扱業の登録事業所数は表7のとおりです。また、クマやライオンなどの特定動物の飼養状況（一時的な興行施設を除く）は表8のとおりです。

表7 動物取扱業者数（平成20年3月26日現在、複数登録あり）

事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示
255	145	97	1	20	18

表 8 特定動物飼養保管状況（平成 20 年 3 月 26 日現在）

施設数	飼養保管頭数					
	14	ニホンザル	56	ピューマ	4	イヌワシ
ツキノワグマ		13	キリン	4	シロサイ	1
ニホンマムシ		11	アメリカバイソン	4	ヒグマ	1
ライオン		4	アフリカゾウ	2		
11 種 102 頭（羽匹）						

- 動物取扱業については年 1 回以上、特定動物の飼養許可施設については半年に 1 回以上の立入検査を実施しています。

《県民意識⑨ 動物取扱業者から受けた被害等について》

これまでに、動物取扱業者を利用したことがある人は 22.8%で、そのうち半数以上の 56.3%の人が、動物取扱業者から被害を受けたり、トラブルや不快な思いをした経験を有していました。

被害等の内容としては、「施設が不衛生、劣悪な環境での飼育」(52.8%)、「臭い、鳴き声、ハエ・ゴキブリの発生」(25.0%)、「販売時の説明が不適切」(各 13.9%) などとなっていました。(複数回答、上位 3 項目)

《県民意識⑩ 動物取扱業者に対する規制の認知状況について》

規制があることを知っている人は約半数 (50.9%) で、知っている規制の内容は、多い順に「登録の取消しや業務の停止命令」(55.9%)、「知事への登録」(53.8%)、販売時の説明、(53.1%)、飼養保管基準の遵守 (43.4%)、「標識の掲示」(20.7%) などとなっていました。(複数回答、上位 5 項目)



--- **【課題】** ---

- 動物愛護法の改正により動物取扱業の登録制度や特定動物の飼養許可制度が導入されて日が浅いことから、これら登録業者や飼養者に対し、遵守すべき基準について周知を徹底するとともに、一般県民に対しても、規制の内容等について周知を図る必要があります。
- 全国的に、動物販売業者等が経営悪化等の諸事情により多数の動物の飼養を放棄する事案が発生していることから、その予防対策や発生時の対応について、関係団体等との協力体制を整備しておく必要があります。

7 適正飼養等に関する指導・普及啓発

--- **【現状】** ---

- 広く県民に動物の愛護と適正飼養に関する関心と理解を深めてもらうため、毎年 9 月 20 日～26 日の動物愛護週間中に県内各地域において、社団法人岩手県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）との協力のもと、動物愛護フェスティバル等の関連行事を開催しています。

- ・ 適正飼養講習会やしつけ教室等の開催、リーフレットの作成・配布、県政番組、広報誌等の各種広報媒体を活用し、適正飼養等に関する普及啓発を行い、飼い主のマナーとモラルの向上に努めています。
- ・ 平成 17 年 8 月に実施した動物を飼養する学校等（小中学校、保育所、幼稚園）の実態調査の結果、約 3 割の学校等で何らかの動物を飼養しており、対応に苦慮している事項として、動物の健康管理や児童等への衛生面の指導等を挙げる学校等が多く見られました。

《県民意識② 繁殖制限措置（不妊・去勢手術）について》
 《県民意識③ 飼っている犬やねこが、飼えなくなった場合について》
 《県民意識⑤ ペット飼育の問題点について》
 《県民意識⑥ ペット飼育による迷惑について》
 《県民意識⑦ 動物愛護条例の認知状況について》

【※ 各県民意識の内容については 2～5 ページに記載しています。】



--- 【課題】 ---

- ・ 動物愛護フェスティバル等の動物愛護週間関連行事が、毎年同じような内容となっており、時代に即した新たな企画が求められています。
- ・ 適正飼養講習会やしつけ教室、広報媒体を活用した普及啓発の充実強化を図る必要があります。
- ・ 苦情内容や県民意識に配慮した、効果的・効率的な普及啓発を行うことが必要です。
- ・ 動物を飼養する学校等に対し、飼養管理に係る情報の提供や技術的な支援を行っていくことが望まれます。

8 動物愛護管理推進体制

--- 【現状】 ---

(1) 動物愛護管理業務執行体制

- ・ 現在、動物愛護法、動物愛護条例及び狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく動物愛護管理業務については、各保健所に動物愛護管理担当職員を配置し、動物の適正飼養と動物による人への危害防止対策に主眼を置いた事業・取組みを実施しています。
- ・ 犬・ねこの収容施設等の設置状況は図 1 のとおりで、犬の捕獲業務及び犬・ねこの引取り業務並びにこれらに付随する処分等の業務の一部については、集約化を図っています。

(2) 動物愛護推進員・動物愛護推進協議会

- ・ 動物愛護法第 38 条に基づき、獣医師会、動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体（以下、「動物愛護団体」という。）の会員等の

うちから動物愛護推進員（独自呼称：動物愛護推進ボランティア、以下「推進ボランティア」という。）を委嘱（平成19年12月末現在46名）し、県が実施する動物愛護関連行事への協力や適正飼養に関する動物の飼い主への普及啓発・助言等をお願いしています。

- ・ また、推進ボランティアの委嘱の推進及び活動に対する支援等に関し、必要な協議を行うため、県と獣医師会、動物愛護団体等との連携協力のもと、同法第39条に基づき動物愛護推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置しています。

(3) その他

- ・ 住民からの通報により保健所が収容した負傷動物については、動物愛護の観点から、必要に応じた応急治療を獣医師会への委託により実施しています。
- ・ 個体識別措置の推進を図るため、各保健所にマイクロチップリーダーを配備しています。

《県民意識⑩ 動物愛護管理政策の推進について》

動物の愛護や適正な飼養の推進のために県が取り組むべきこととしては、「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」が最も多く（38.1%）、以下、「動物の愛護や正しい飼い方についての理解を深めるための行事を開催する」（15.7%）、「動物の愛護や正しい飼い方について学校や社会教育の場で十分に取り上げる」（14.9%）、「テレビ、新聞、ポスターなどで動物の愛護や正しい飼い方の重要性を訴える」（13.9%）、「動物と触れ合い、動物に関わる知識を得ることができるような公的施設を設置する」、「動物の愛護や正しい飼い方の普及を進めるボランティア団体などの活動を支援する」（各11.0%）などの順となっていました。（複数回答、上位6項目）

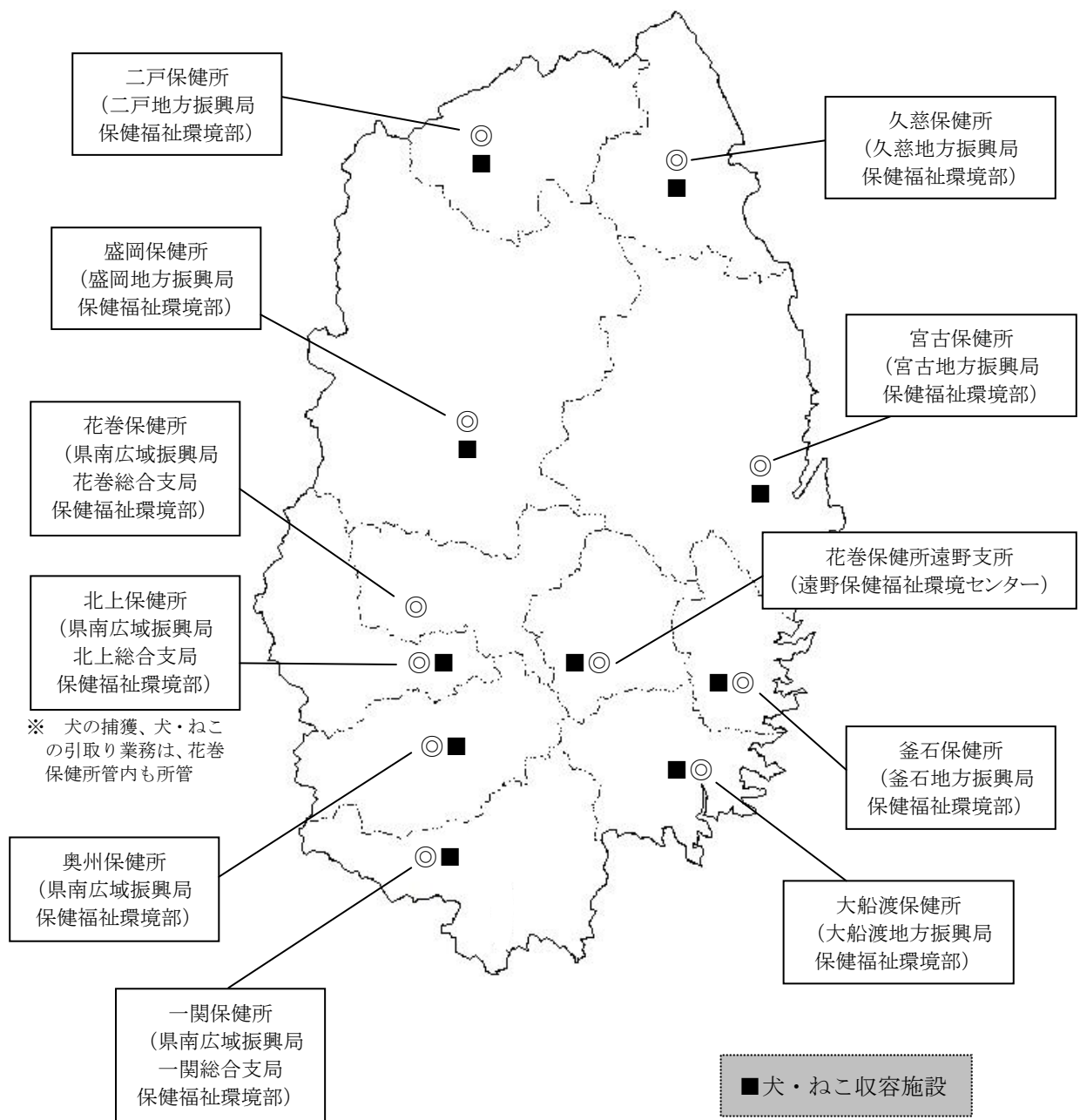


図1 動物愛護管理業務執行機関及び関連施設の配置状況

--- 【課題】 ---

(1) 動物愛護管理業務執行体制

- ・ 保健所単位で実施する業務では、事業内容が制約される場合があることから、多様化する動物愛護管理施策に対する住民ニーズに対応した事業を展開するため、必要に応じて保健所の枠組みを超えた、効果的な事業の実施が望まれます。
- ・ 現在の犬、ねこの収容施設は、捕獲した犬の抑留、引き取りした犬、ねこの保管及びこれらの致死処分といった管理施設の役割が大きく、県民には処

分施設としてのイメージが定着しています。また、老朽化の進んでいる施設もあり、改修等の必要性があります。

- ・ 総合的な動物愛護管理行政の推進拠点としての動物愛護管理センターを設置する自治体が全国的に増えてきており、これら自治体では、犬・ねこの譲渡や動物とのふれあい、動物に関する学習機会の提供、動物を連れての学校・老人ホーム等の訪問活動、人と動物の共通感染症の調査研究等、様々な事業を展開していますが、本県においてはそのような機能を有する施設がありません。
- ・ 県民意識調査の結果によれば、動物の愛護や適正な飼養の推進のために県が取り組むべきこととして、「動物と触れ合い、動物に関わる知識を得ることができるような公的施設を設置する。」との回答も多く、本県においても、総合的な動物愛護管理行政の推進拠点として、抑留・保管及び処分といった管理施設としての機能のみならず、動物愛護管理に係る普及啓発機能を併せ持つ、いわゆる「動物愛護管理センター」の設置を望む意見があります。

(2) 動物愛護推進員・動物愛護推進協議会

- ・ 推進ボランティアと動物愛護担当職員との連携や推進ボランティアが活動しやすい体制のより一層の整備が望まれます。
- ・ 推進ボランティアを各地域に適切に配置し、より効果的に制度を機能させることが必要です。

(3) その他

- ・ マイクロチップの埋め込みを行っている動物病院等が限られており、埋め込み技術の普及とその導入が望まれます。

9 災害時の動物救護対策

--- 【現状】 -----

- ・ 岩手県地域防災計画に「愛玩動物の救護対策」について定め、動物愛護の観点から、被災した動物の救護保護や対策を、関係機関・団体との連携のもとに、迅速かつ適切に講じることとしています。

「岩手県地域防災計画」 第15節 医療・保健計画

第9 愛玩動物の救護対策

- 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。
 - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
 - イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
 - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行なうとともに、環境衛生の維持に努める。
 - エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

《県民意識⑫ ペットの災害対策について》

ペットの災害対策の実施状況については、半数以上の人々が「何もしていない」と回答しました。

実施している災害対策については、「持ち運びのできるケージやかごを常備している」が25.2%、「持ち出すことのできるペットフードを常備している」が22.3%、「行方不明になっても飼い主がわかるように鑑札や名札を装着している」が18.4%となっていました。



【課題】

- ・ 岩手県地域防災計画に定める愛玩動物の救護対策が、迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関及び団体との協力体制の整備を図る必要があります。
- ・ 飼い主に対し、所有者明示の徹底や避難するときのペットの扱い（同行避難など）について、平時から周知を図る必要があります。

第3 今後の施策展開の方向

1 基本的な方針

(1) 人と動物が共生する社会づくり

人と動物が共生する社会とは、①飼い主が命ある動物を適正に飼養し、②動物の存在が地域の人々により受け入れられ、③地域の人々の間に生命尊重や友愛の気風がいきわたっている社会を意味します。

県は、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、県民の動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養に関する知識の普及に努めるとともに、県民、飼い主、市町村等に対し、動物の愛護及び管理に関する必要な情報の提供、技術

的な助言その他の支援を行います。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する問題は、動物に対する個人の意識や感情に大きく左右されるものであり、施策の効果や結果が現れるまでには、長い期間が必要です。

県は、人と動物が共生する社会づくりに向けて、長期的視点に立って、総合的かつ体系的に各種施策を推進していきます。

(3) 関係者間の協働関係の構築

動物の愛護及び管理に関する施策を円滑かつ効果的に推進するためには、県、市町村、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等の関係者の連携協力が不可欠です。

県は、推進ボランティアの委嘱や動物愛護推進協議会の運営等を通じて、関係者間の協働関係の構築に努め、関係者相互の共通認識の下に施策を推進していきます。

2 施策別の取組み

(1) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

ア 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発 **《施策1》**

- ・ 県民に対し、テレビ、ラジオ、広報誌の活用、リーフレットの配布、ホームページへの掲載等により、遺棄や虐待の防止、終生飼養、繁殖制限措置（不妊・去勢手術等）、犬の係留義務、ねこの室内飼育、散歩時の糞の処理、周辺的生活環境への配慮、所有者明示の徹底、しつけの必要性、犬の登録と狂犬病予防注射の実施義務等、飼い主の責務や遵守しなければならない事項等について、積極的な普及啓発に努めます。

また、地域の特性を十分考慮し、より効果的・効率的な普及啓発に努めます。

- ・ 動物の愛護と適正な飼養について、広く県民の関心と理解を深めるため、動物愛護週間（毎年9月20日～26日）には、獣医師会や推進ボランティアと連携して、動物愛護フェスティバル等の関連行事を積極的に開催します。

なお、効果的な普及啓発行事とするため、その内容については、定期的に見直しを行います。

イ 人と動物の共通感染症に関する情報提供 **《施策2》**

- ・ 県民の狂犬病に対する関心を高めるため、各種広報媒体を活用し、狂犬病に関する知識の啓発を図ります。また、市町村及び獣医師会との連携を

強化し、犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上に努めます。

- ・ 人と動物の共通感染症に関する知識の普及に努め、動物を介した人への感染防止に努めます。

ウ 適正な譲渡の推進 **《施策3》**

- ・ 捕獲したり、引き取った犬やねこの致死処分頭数をできる限り少なくするとともに、地域における動物愛護思想の高揚及び適正な飼養の普及啓発を目的として、これら動物を新しい飼い主へ譲渡します。
- ・ 譲渡動物に関するインターネットサイトを構築し、保健所のホームページ等で閲覧できるようにすることにより、譲渡希望者への情報提供に努めます。
- ・ 実施に当たっては、譲渡する犬・ねこの健康状況や気質・性質、人に対する友好度等について適正に評価するとともに、譲渡を希望する者が、その犬・ねこを家族の一員として終生飼養することができるか、地域・近隣への配慮を怠らず、社会への責任を遂行する優良な飼い主として、地域の手本となれるかどうか等の譲渡のための条件を明確にするとともに、被譲渡者へ十分に説明することにより、譲渡の目的が達成されるよう、適正な譲渡の推進に努めます。
- ・ より適正な譲渡を推進するため、譲渡マニュアルの見直しを行います。また、定期的に譲渡後調査を行い、誓約書の遵守状況や動物の飼育状況、健康管理状況等について確認し、必要な指導助言を行います。
- ・ 譲渡する動物の選定やしつけ等を、専門的な知識を有する推進ボランティアにお願いするなど、担当職員と動物愛護推進員との円滑な協力関係を構築していきます。

(2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

ア 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 **《施策4》**

- ・ 人と動物が健康かつ安全に楽しく暮らせるよう、飼うときの基本的なマナーやその動物が持っている本能・習性、しつけ方、健康管理、関係法令等を内容とした、犬やねこの適正飼養に関する講習会を積極的に開催します。
- ・ 飼い主から犬やねこの引取りを求められた場合は、安易な飼養の放棄を認めることなく、飼い主に対し、終生にわたり飼養するよう求めます。また、子犬や子ねこを引き取る場合は、不妊・去勢手術による繁殖制限の必要性について個別に指導を行います。

イ 動物による危害や迷惑問題の防止 **《施策5》**

- ・ 犬による危害や迷惑の発生を防止するため、放浪犬や徘徊犬の迅速な捕

獲に努めます。また、放し飼いや不適切な飼養管理による逸走を防止するため、広報誌の活用や地域の巡回等により、係留義務や係留器具等の定期的な点検の必要性等について指導を徹底します。

- ・ ねこによる生活環境への被害を防止するとともに、ねこ自身を交通事故や感染症の危険から守るためにも、ねこの飼い主に対し、屋内飼養と不妊去勢手術の実施について積極的に働きかけます。また、飼い主のいないねこ対策として、無責任な餌やり行為がもたらす影響について理解を促すとともに、いわゆる地域ねこ活動等の地域住民による取組みに対して技術的な助言等を行います。
- ・ 不適正な飼養管理や管理能力を超えた多頭飼育に起因する鳴き声、臭気、毛の飛散、ネズミや衛生害虫の発生により、周辺的生活環境が損なわれることがないように、動物愛護条例に定める飼い主の遵守事項及び「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成 14 年環境省告示第 37 号）の周知徹底をはかります。
- ・ 特定動物による事故を未然に防ぐため、定期的に飼養保管施設へ立入り、飼養保管に係る基準等の遵守や災害時の対応等について監視指導を徹底します。

ウ 所有者明示（個体識別措置）の推進 **《施策 6》**

- ・ 犬鑑札、迷子札、マイクロチップ等の所有者明示の措置について、その意義や役割について飼い主の理解を深めるとともに、市町村と連携し、犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着率の向上に努めます。
- ・ 飼い主と直接接触する機会が多い開業獣医師に対し、所有者明示の指導について協力を求めています。
- ・ マイクロチップリーダーを各公所に配備するとともに、獣医師会に対し、動物病院におけるマイクロチップ埋込み技術の導入について働きかけていきます。
- ・ 特定動物の飼養者に対し、マイクロチップの埋込みを原則とした個体識別措置の実施について指導を徹底します。

エ 動物取扱業の適正化 **《施策 7》**

- ・ ペットショップ、ペットホテル等の動物取扱業者の事業所及び飼養施設に定期若しくは不定期に立入り、動物の飼養保管に係る基準の遵守状況等について監視を行い、動物が適正に取扱われるよう必要な指導を行います。
- ・ なお、基準を遵守していないと認められる場合は、必要に応じて法令に基づく勧告、命令等を行い、悪質業者の排除に努めます。
- ・ 動物取扱責任者に対し、動物取扱者研修等を通じて、動物の販売時や貸し出し時における顧客に対する説明義務や販売・貸し出しに係る記録の保管義務等について周知徹底を図るとともに、その資質の向上に努めます。

オ 動物を飼養する学校等への支援 **《施策8》**

- ・ 獣医師会及び教育委員会等と連携するなどし、動物を飼養している学校等に対し、動物の飼養が適正に行われるよう、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行います。

カ 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進 **《施策9》**

- ・ 実験動物を取扱う大学や試験研究施設に対し、3Rの原則（Replacement 代替法の活用、Reduction 使用数の削減、Refinement 苦痛の軽減）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）の周知を図ります。
- ・ 農林部局や畜産団体等を通じて、家畜・家きんの飼養者に対し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号）の周知を図ります。
- ・ と畜業者や食鳥処理業者に対し、と畜場及び食鳥処理場における動物福祉に配慮した家畜・家きんの取扱いについて指導します。

(3) 施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項

ア 動物愛護推進員活動の活性化 **《施策10》**

- ・ 県内各地域において、動物愛護管理担当職員と連携しながら、動物の適正な飼養と愛護意思の普及啓発、繁殖制限（不妊去勢手術）に関する助言、動物の譲渡の斡旋、県が実施する動物の適正な飼養及び愛護関係事業への協力等の活動を行ってもらうため、引き続き、推進ボランティアの委嘱を行います。
- ・ 推進ボランティアと動物愛護管理担当職員との意思疎通を図るため、活動に関する事前協議や意見交換の場を積極的に設けていきます。また、推進ボランティアの活動を支援するため、研修会を開催するとともに、必要な情報の提供に努めます。
- ・ 推進ボランティアの委嘱規模や配置人数等については、必要に応じて見直しを行います。

イ 動物愛護推進協議会の運営 **《施策11》**

- ・ 推進ボランティアの委嘱及び活動をより有効なものとするために、獣医師会、動物愛護団体及び市町村等との連携協力のもと、引き続き、推進協議会を設置し、推進ボランティアの委嘱の推進、推進ボランティアの活動に対する支援等に関し、必要な協議を行います。
- ・ 推進協議会の構成委員については、必要に応じて見直しを行います。

ウ 動物収容施設の整備等 **《施策12》**

- ・ 現在使用している犬・ねこの収容施設については、動物愛護の観点から

適正な飼養保管が行えるよう計画的な改修、修繕に努めます。

工 動物愛護推進拠点の検討 《施策13》

- 総合的な動物愛護管理行政の推進拠点としての動物愛護管理センターの整備については、今後、本県の動物愛護管理のあり方と併せて、推進協議会等の意見等も伺いながら、将来的な課題として検討していきます。

オ 災害時の動物救護対策の推進 《施策14》

- 岩手県地域防災計画に定める「愛玩動物の救護対策」が迅速かつ円滑に実施されるよう、獣医師会や動物愛護団体等との協定の締結による協力体制の構築や具体的行動マニュアル等の作成など、災害発生時に備えた体制の整備に努めます。

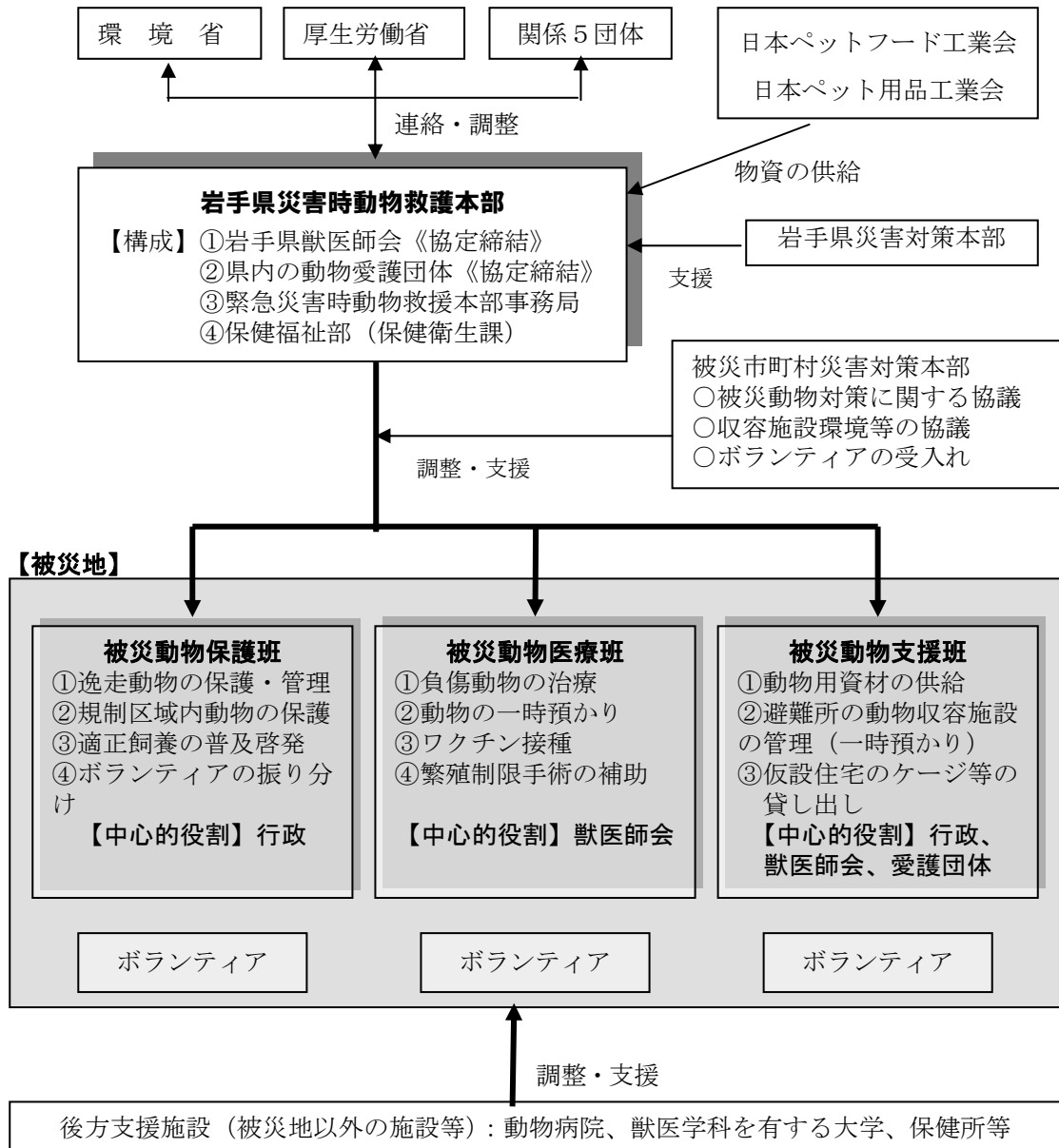


図2 災害発生時における動物救護対策のイメージ

(4) その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

ア 飼い主への返還のための機会の拡大 **《施策15》**

- ・ 飼い主が不明な犬を捕獲した場合や、飼い主が不明な犬・ねこを引き取った場合は、動物愛護の観点から、できるだけ抑留・保管期間を延長し、飼い主への返還のための機会の拡大を図ります。
- ・ また、これら犬・ねこ及び保護収容した負傷動物に関するインターネットサイトを構築し、保健所のホームページで閲覧できるようにするなど、行方不明になった動物を探している飼い主への情報提供に努めます。

イ 保護収容した負傷動物の応急治療 **《施策16》**

- ・ 住民から病気にかかったり、ケガをしたりした犬やねこ等の動物を発見した旨の通報があった場合は、その動物を速やかに収容するとともに、必要な応急治療を行い、延命・生存の機会の拡大及び苦痛等の軽減等を図ります。
- ・ なお、直接的な応急治療は、獣医師会の協力の下に、会に所属する開業獣医師へ委託すること等により実施します。

ウ 動物愛護管理担当職員の資質の向上 **《施策17》**

- ・ 国や関係団体等が開催する動物愛護管理に係る会議や研修に積極的に派遣するとともに、必要な情報の提供に努めるなど、専門的な知識や技術の習得に対する支援を行います。

3 計画推進目標（指標）の設定

指標名(指標の説明)	現状 (H18年度)	中間年次 (H24年度)	最終年次 (H29年度)	摘要
犬の返還率 (犬の捕獲頭数に占める返還頭数の割合)	27.8%	40%	50%	【施策】 ・所有者明示の推進等 【成果】 ・飼い主に返還される犬の増加⇒致死処分される犬の減少
犬・ねこの引取り数 (保健所で引き取った犬・ねこの頭匹数)	犬 649頭 ねこ 3,035匹	18年度の 75%	18年度の 50%	【施策】 ・終生飼養、繁殖制限措置の推進等 【成果】 ・引取りする犬・ねこの減少⇒致死処分される犬・ねこの減少

犬の平均年齢 (当該年度に狂犬病予防注射を実施した犬の平均年齢)	6.89 歳	7.73 歳	8.43 歳	【施策】 ・終生飼養、適正な飼養管理の推進等 【成果】 ・平均寿命の伸長
狂犬病予防注射実施率 (推定飼養頭数に占める注射頭数の割合)	60.8%	65%	70%	【施策】 ・普及啓発、個別指導等 【成果】 ・免疫付与犬の増加 ⇒狂犬病発生時の蔓延防止

第4 計画の推進等

1 計画の周知

計画の策定及び見直しに当たっては、市町村、関係機関、関係団体、推進ボランティア及び推進協議会委員に通知するとともに、各種広報媒体及びホームページ等の活用により、広く県民に対し、本計画を周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

2 計画の推進

計画の推進に当たっては、県、市町村をはじめとして、県民や事業者等の一体的な取組みが必要です。このため、推進協議会等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、市町村、関係機関、関係団体及び推進ボランティア等と連携を図りながら施策を推進します。

3 計画の点検及び見直し

毎年度、計画の進捗状況について点検を行い、その結果を施策に反映させます。また、状況の変化に適時的確に対応するため、概ね5年目に当たる2012年度（平成24年度）を目途として、その見直しを行います。